

公共建築工事積算基準の改定(一般管理費等率の改定など)

概要

建設企業の財務実態調査結果等に基づき、一般管理費等率を改定、併せて、下請企業の経費率も改定

改定内容(一般管理費等率)



工事原価	旧基準			→	改定		
	500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)		500万円以下 ^(注)	500万円を超え30億円以下 ^(注)	30億円を超える ^(注)
建築	11.26%	$15.065 - 1.028 \times \log(Cp)$	8.41%		17.24%	$28.978 - 3.173 \times \log(Cp)$	8.43%
電気	11.80%	$17.286 - 1.577 \times \log(Cp)$	7.35%		17.49%	$29.102 - 3.340 \times \log(Cp)$	8.06%
機械	11.20%	$15.741 - 1.305 \times \log(Cp)$	7.52%		16.68%	$27.283 - 3.049 \times \log(Cp)$	8.07%

(注) 電気及び機械設備工事における区分は「300万円以下」「300万円を超え20億円以下」「20億円を超える」

Cp : 工事原価(千円)